

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 契約者特定記録媒体（いわゆるSIMカード）に対する規制

契約者特定記録媒体について、その譲渡時に携帯電話会社の承諾を得る義務等、通話可能端末設備と同様の規制を課すものとする。

（第2条第6項、第5条、第7条、第8条、第11条、第20条、第21条等関係）

第二 通話可能端末設備等の貸与業者に対する本人確認義務の厳格化等

一 貸与業者の貸与時の本人確認義務

通話可能端末設備及び契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の貸与業者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等の貸与契約を締結するに際しては、貸与の相手方について、運転免許証の提示を受ける方法等による次の事項の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を交付してはならないものとする。

（第10条第1項関係）

- ・ 自然人 氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日
- ・ 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二 貸与業者の貸与時本人確認記録の作成義務等

- 1 貸与業者は、貸与時本人確認を行ったときは、総務省令で定める期間内に、貸与時本人確認に関する事項に関する記録（以下「貸与時本人確認記録」という。）を作成しなければならないものとする。

（第10条第2項において準用する第4条第1項関係）

- 2 貸与業者は、貸与時本人確認記録を、貸与契約が終了した日から三年間保存しなければならないものとする。

（第10条第2項において準用する第4条第2項関係）

第三 情報の提供及び国民の理解を深めるための措置

一 情報の提供

国家公安委員会は、携帯音声通信役務の不正な利用を防止するために携帯音声通信事業者が講ずる措置に資するため、携帯音声通信事業者に対し、役務提供契約の締結の際の本人特定事項の隠ぺいに係る手口に関する情報の提供を行うものとする。

（第16条関係）

二 国民の理解を深めるための措置

国及び地方公共団体は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止の重要性について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする
こと。 (第 16 条の 2 関係)

第四 罰則

第二の各規制に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする
こと。 (第 22 条関係)

第五 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。 (附則第 1 項関係)
- 二 その他所要の規定を整備するもの
とすること。